

第3回 組織風土改革のための有識者会議 議事要旨

- 1 日 時 平成30年8月27日(月) 15:30~17:38
- 2 場 所 神戸市役所3号館8階 教育委員会室
- 3 出席委員 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授 ◎山下 晃一
兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授 ○川上 泰彦
岡山大学大学院社会文化科学研究科教授 塚本 千秋
弁護士(神戸京橋法律事務所所長) 林 晃史
弁護士(野口法律事務所) 福田 和美
- ※ ◎は座長、○は座長職務代理者

4 会議内容

(1) 事務局アンケート結果についての意見交換

[主な意見]

- ・校長アンケートにもあったが、「平成29年度の組織改正によって、より忙しくなった。」という意見や「学校から見た時に窓口がわかりにくくなった。」という意見がいくつか見られた。
- ・「弁護士2名の調査報告書には、今回の案件は二人で決めたことだとあるが、本当にそうなのか疑問が残る。」といった意見が結構あった。
- ・今回の事案について、「よくわからない。あまり事実を知らされていない。」という意見が多いことに驚いた。
- ・「風通しが悪い。」という意見が多く見られたが、教育委員会には、今回の二人とそれ以外、指導係の内と外、教員籍と行政職、事務局と学校等、何層にも内と外の意識があるように見える。色々な場面でなるべく内々でやりきってしまうという意識が出ていて、それらを「風通しが悪い」と言っているのではないか。
- ・「指揮命令系統が不明確である。」「誰が上司で、誰が部下かわからない。」という意見が多くあるので、指揮命令系統の確認や周知徹底が必要である。

(2) 中間とりまとめに向けての意見交換

[主な意見]

- ・今回の事案には、過程において詳しく解明されることが望ましい点はあるが、問題は結果として遵法意識の欠如や説明責任を回避する姿勢といった不適切な対応だったことであり、こうした不適切なことを再発させないことが重要である。
- ・今回の事案では、教員同士の閉鎖された世界の中の価値観で、嘘をつくというハードルを越えてしまったと思われるので、行政職が入ることや行政職に報告しないといけない組織体制や制度運用が必要である。
- ・学校からの相談事項に対して、教育の論理を大切にしながら、コンプライアンスやアカウントビリティ等の観点から、多角的に検討する体制が必要である。
- ・人員を要するが、区域や学校の担当制度をつくり、県教委が教育事務所を置いてい

るように、各区に担当者を置くということも一つの案である。

- ・教員籍が内々にならないためにも、行政職の専門性の向上は必要である。そのためには、長期的な取り組みが必要になる。
- ・学校教育の専門家と行政の専門家が強固に連携・協力することによって、保護者だけでなく、市民全体の信頼を得るような教育行政の専門性を発揮していくことが重要である。
- ・例えば、市の教育法務監理役に相談する際に、いじめ防止対策推進法の趣旨について情報を与えるか与えないかで結論が変わる可能性がある。そういう意味でも、行政職が学校現場のことを理解する、教育行政の専門性を向上させるということは必須である。
- ・裁判所の証拠保全命令の際にも、虚偽の報告という非違的な行為を行っている。これについても、中間とりまとめの中で触れるべきである。
- ・コミュニティスクールと呼ばれる、地域の住民や保護者が積極的に学校に関わる制度の導入が進んでいるので、その制度を活用していくのも良いのではないか。
- ・スクールソーシャルワーカーなど、福祉・医療・警察や他部局との連携が取れるようにすべきである。
- ・短期的な人事異動サイクルは、事なかれ主義につながると言われているので、人事異動のスパンを長くすることも必要ではないか。全員である必要はないが、長期的スパンで考える人が何人かいるべきだと思う。
- ・事務局と学校との関係がうまくいっているところは、日常的な関係ができています。緊急事案の発生時だけでなく、日常的な関係から意識しておく必要がある。
- ・教員の人事異動について、教員の承諾が必要であることには驚いた。中間とりまとめのどこかで触れておくべきである。
- ・今の教員の人事制度にも良さはあると思うが、神戸の教員には自分のことや我がクラス、我が校だけでなく、神戸市全体のことを考えてほしい。人事制度の見直しはそのきっかけとなるのではないか。
- ・事務局と学校との関係を再構築するにあたって、事務局が学校から相談を受けます、学校で完結させないというのであれば、事務局が機動的に教員を配置できないと、話を聞くだけになってしまう。これでは責任の放棄にしかならないので、事務局が学校を支援する手段として、事務局が人事異動をすることは必要である。
- ・人事制度の見直しにあわせて、事務局の人事部の強化も必要である。
- ・教員の人事異動は、後半に議論する教職員の不祥事にも関わってくることになると思うので、今後詳細に議論していきたい。
- ・現在、神戸市教育委員会が相談できる弁護士は、教育法務監理役の1名とのことだが、神戸市の学校数からすると足りない。予算の問題もあるが、弁護士の拡充について検討すべきである。
- ・スクールロイヤーの配置についても、法律家を用意したから、あとは学校で頑張れというメッセージにならないよう、ありとあらゆる手立てを使って事務局が支援するという姿勢が必要である。

- ・教育委員会という組織でこのような事案が起こったことを重視して、「子供の権利」や「子供の立場に立って」というような文言を中間とりまとめに入れてもらいたい。

(3) 次回以降に向けて

- ・組織体制及び事務執行管理についての議論は、今回を最後とする。中間とりまとめの作成については、再度各委員からの意見や欠席委員の意見も聞いて、座長及び座長代理預かりとする。
- ・今後、不祥事案件などについて議論していくが、他都市との件数比較がわかる資料があれば準備してほしい。
- ・教員の人事制度については、詳細な内容について教職員課から説明を聞くとともに、校長会からも意見を聴取することとする。